

下関市ワーケーション 受入環境整備事業費補助金

下関市では、本市の豊かな自然と歴史、文化等を生かしたワーケーションを推進するため、地域に密着した滞在型旅行に係る宿泊プランの造成に取り組む市内の宿泊事業者に対して、ワーケーション受入環境整備に要する費用の一部を補助します。

補助上限

50万円

補助率：1/2

◆補助対象者

- ①市内で宿泊施設（ただし、国及び地方公共団体が管理又は運営する施設は除く。）を運営している者
- ②市税を滞納していない方
- ③下関市暴力団排除条例（平成23年第42号）第2条第1項に規定する暴力団、若しくは同条第2校に規定する暴力団等でない方

◆補助対象経費

令和4年3月15日までに完了する以下の事業

- (1)ワーキングスペース改装に要する経費
- (2)Wi-Fi環境等の整備に要する経費（ランニング費用は除く）
- (3)ワーキングスペースへの必要備品の購入に要する経費

◆募集方法／提出先

募集締切：令和4年2月10日（木） 午後5時必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

提出先：〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市観光スポーツ文化部観光政策課

TEL：083-227-3305

Mail：sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

提出方法：メール、郵便、持参



詳しくはこちら

※詳しくは募集要項をご確認ください。